

第3回川口市行政評価外部評価委員会（第一部会）			
日時	平成30年7月17日(火) 13:30~16:55	場所	第二庁舎 地階会議室
評価委員	石川部会長、入野委員、隅内委員、團野委員、世古委員	傍聴者数	1名
事務局	岩城企画財政部長、 企画経営課：藤田課長、竹田課長補佐、田中主査、秋山主任、新谷主任、菊池主事補		

評価事業	霊園施設管理費
担当課	保健部 保健総務課
説明者	小澤課長、加来課長補佐、横田主任

前回の振り返り
<p>◆ 前回のヒアリング・ディスカッションの要点について、事務局から説明</p> <p>①制度開始から50年以上経っており、開始当初と現在では時代背景も違うことから制度疲労が起きている。</p> <p>②墓地の使用について、墓地を利用している特定の人たちだけのために市が管理費を負担している状況は不公平である。先に申請した人が未来永劫利用できるシステムを改める必要がある。</p> <p>③使用料、管理料の民間との比較、委託先の選定方法について検証する必要がある。</p> <p>④納骨堂の改修の必要があるようだが、改修費用の見込みや今後の霊園施設の在り方における方向性についてどのように考えているか。</p> <p>⑤都市部の霊園と比較すると一区画が広く安価であることから、多くの人が利用できるような施設となるよう工夫をしてほしい。</p>

### 説明・ヒアリング

<p>◆ 前回の追加項目に対して、『質問・指摘及び回答一覧表』を基に保健総務課長から回答・説明</p> <p>◆ 説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答</p>
<p><b>質疑応答</b></p> <p>・ 委員</p> <p>➤ 一番大きな問題として、墓地を永久に利用できるという不公平な実態があるが、広く一般市民が利用できるよう、例規の改正等を考えているか。</p> <p>☆ これまでの墓地の考え方として、永久に利用できる、または代々引き継ぐ家族がいるということが大前提であったが、家族のあり方は変わってきており、また、合葬式墓地という新たな考え方も出てきた。利用してある程度の年数が経った後、合葬式墓地に移動し、空き状況を循環的に作っていくという方法も考えている。</p> <p>納骨壇も長年利用している方がおり、市外転出者は更新できないようになっているが、納骨壇の建替え等に合わせ、利用年数の見直しを考えている。</p> <p>・ 委員</p> <p>➤ 民間との比較について、墓地の広さや管理方法等が違うことから比較することが難しいということで金額等が提示されていないが、それらの条件も踏まえ、広さに対しての金額等を提示していただくとわかりやすい。</p> <p>☆ 一例として、本市の墓地は約3平米、民間だと0.6~1.2平米と広さは様々であり、敷地内の場所によっても金額が変わる。永代使用料は70~80万円となり本市の約3倍、</p>

管理料は1万円程度が多いようである。これらは平成28年度に募集されていた墓地を参考にしており、それ以前となると既に公開されていないものもあるので遡って調べるのは難しい。

・ 委員

- より多くの市民に広く利用していただくために、区画を半分にするなど検討は行ったか。
  - ◇ 一区画空きが出たときに、現在の区画が正方形に近い状態であるため、単純に半分に割って細長い形で提供することは難しいが、複数区画空きが出たときに細かく分けることは考えられる。また、拡張が可能であれば、今までの区画より狭めて提供することも考えられる。前回の委員会を受けて検討を行ったが、今後も民間との違いも勘案しながら見直しを図る必要があると考える。

・ 委員

- 先日安行霊園を拝見したが、空きは一区画とのことだったが、利用してから一度も手入れをしていないような区画が数箇所見受けられた。利用料、管理料について、世間相場より非常に安価であるが、例規の改正は考えているのか。
  - ◇ 例規の改正については、次回募集する際に利用料、管理料の見直しが必要と考える。一度も利用していないような区画があったとのことだが、墓石の設置がなく塔婆のみおいてあるような区画があるが、一区画以外は、利用料、管理料はいただいている。

・ 委員

- 塔婆のみ設置されているわけではなく、墓石が朽ちていた。お骨は入っていないが、今後利用する可能性があるため借り続けているのではないか。
  - ◇ 焼骨をお持ちの方が対象となるので、納骨されているはずである。

・ 部会長

- 市営霊園のあり方についての基本的な方針を検討中とのことだが、どういう計画をいつまでに作る予定なのか。
  - ◇ 昨年度末ごろから議論が始まり、どのようなメンバーで議論をするかを現在検討しているところである。

・ 部会長

- 条例制定時には、市が墓地を用意して市民に供給するという役割が必要だったのかもしれないが、現在もその役割が必要と考えているか。
  - ◇ 必要だと思っているが、墓地のあり方が変わってきているので、合葬式にするなどの検討が必要だと考える。

・ 部会長

- 基本的な方針を検討中というよりは、考えていかなければならないと認識しているというのが正確な表現ではないか。

・ 委員

- 最先端の墓地のあり方や、人生の終わり方など、インターネットにも多くの情報がある。また、墓じまいをして海に散骨をするという事業もあるので、視察などにより研究してみてもどうか。

- ・ 部会長
  - 地方公共団体だけではなく、宗教法人や公益認定法人も墓地を設置することができる。いつまでも特定の人たちだけに対して市のお金を使っていくことは不公平であり、市が墓地を設置するということに対しての検討が必要である。

## 評価・評価の共有

### ◆ 質疑応答を経て、各委員は評価を実施

### ◆ 評価結果について委員同士で共有（各委員発表）

- ・ A委員
  - 霊園設置及び管理条例は昭和41年に制定されており、当時と現在では、家族構成や死生観が大きく変化していると思われる。現代の霊園のあり方を基本的に見直し、少子高齢化社会に相応しい霊園運営方針を打ち出すべきである。また、特定の利用者に長期に亘り、賃貸という形で占有させている状態であるため、一定期間経過後は、合祀形式で他の利用者に利用の機会を与えるべきである。区画については、民間と比べると広すぎるため、見直しの必要があると考える。運営主体も見直し、検討の時期と判断しているようであるが、業界・宗教関係者等の有識者を交えての検討会議体を早急に立ち上げるべき時期がきていると思う。事業の方向性についても再考する必要があると思う。
- ・ B委員
  - 趣旨・目的及び達成手段は時代に合わせて変化が必要であり、改善の必要がある。課題についてはこれから話し合うとのことなので、先の先まで考えた改善策を期待している。
- ・ C委員
  - 一部の市民のみ利用できる事業というのは問題である。希望者は誰でも利用できる事業が望ましい。今までの議論の中で、事業の効果があるとは見受けられないため抜本的な見直しが必要である。管理費等の見直しにより市の負担を極力抑えることで効率化を図るべきではないか。課題解決をする意識はあることから、まず情報収集すべきと考える。家族のあり方、埋葬のあり方等も変化してきており、事業を見直す時期であると感じるが、現在利用している方々との調整や理解を得ることも重要である。
- ・ D委員
  - 市のお金を特定の人たちだけに使うのは不公平と感ずるため、広く市民が利用できるよう、使用する期限の上限を決めたほうがよい。また、民間の霊園・墓地に移行できるような仕組みを検討するため、他の市町村との比較をし、積極的に実施してほしい。
- ・ 部会長
  - 今日の少子高齢化、埋葬のあり方の変化等を踏まえた上で新しい計画を作るべきである。多くの方が利用できないこと、特定の人だけに市の税金を使っているということは大変問題があると思う。課題への取り組みについてはしっかり情報収集をして検討していただきたい。

## 講評

### ◆ 部会としての評価結果について、事業担当課へ講評

- ・ 部会長
  - 条例は約40年前に制定され、その後、一部改正はあったが、基本的な社会の情勢に適應していないのではないかと。しかも一部の人しか利用できない状況が続いている。多くの必要とする市民が利用できる仕組みを再構築する必要があるのではないかと。

- 広さの問題、費用負担の問題を考えていただくと同時に、行政がやるべきなのか、限られた人たちだけがサービスを受けるのであれば、その人たちを中心とした新たな法人の設置をするのか、または他の運営可能な法人に対して移管するのかということも含めて検討していただきたい。
- 課題解決のために多くの情報を集めること、また運営主体の問題や、民間との比較だけでなく、他自治体との比較も含めて検討していただきたい。

評価事業	生活保護受給者就労支援事業
担当課	福祉部 生活福祉1課・2課
説明者	高山次長、伊藤課長補佐、小山係長、砂塚主査
前回の振り返り	
<p>◆ 前回のヒアリング・ディスカッションの要点について、事務局から説明</p> <p>①就労者の定着率の基準が3ヶ月間と短く、信頼性に欠けるように思う。事業の効果を検証するためには、もう少し長期的な視点で検討すべきではないか。</p> <p>②当事業は開始してまだ間もないため、行政としても試行錯誤しているとは思いますが、事業費の支出額に対して、保護廃止となった人数は少ないように感じる。</p> <p>③効果を示す内容のデータとして、就労支援の内容、業種、受け入れ先を分析し、就労支援の方法について検討が必要と感じる。</p>	
説明・ヒアリング	
<p>◆ 前回の追加項目に対して、『質問・指摘及び回答一覧表』を基に生活福祉1課長から回答・説明</p> <p>◆ 説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答</p> <p><b>質疑応答</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 資料によると、保護受給世帯は毎年8,800件程度で推移しており、その中で一番多いのは高齢者であるが、高齢者とは何歳以上であるか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 65歳以上である。65歳以上の方は就労の義務が無くなるので、就労支援というよりも、就労のご希望があれば斡旋していくという現状である。就労支援の対象者は15～64歳の生産年齢の方であり、その人数は減少傾向にある。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生活保護法の改正により4年目を迎えるとのことであるが、人為的な負担ほどの程度あるのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 現在の事業の開始前、平成23年から福祉事務所にハローワークが出先機関として設置され、福祉と就労の一体事業を実施していた。それ以前は全てケースワーカーが対応していた。ケースワーカーの負担を軽減するためにも就労支援員の専門的な支援を実施している。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 受け入れ先企業も非常に大きな役割を果たすと思われるが、受け入れ態勢の問題などアンケート調査、意見聴取などは実施しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ アンケート調査は実施していないが、一週間程度の部分就労や、一日のうちに短時間雇っていただくことなど、生活保護受給者の就労支援にご理解をいただいていると考える。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 資料生保-21【各年度 世帯類型】の中で、「その他」の世帯が多くなっているが、具体的にはどのような世帯か。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 年齢は64歳以下であり、障害・傷病を持っておらず、母子世帯のように小さい子どもがいて就職後の子の世話に困っているというわけではなく、なんらかの理由で失職して、就労支援を行わなければならない対象世帯が含まれている世帯となっている。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	

・ 委員

- 受け入れ先企業はどのように募集しているのか。ハローワークとは提携していないのか。
  - ◇ 企業開拓を被保護者職業訓練事業にて業務委託しており、生活保護受給者でなかなか就職ができないような方も雇っていただけるような様々な業種の企業を、市内を中心に開拓していただいている。ハローワークは企業から求人の依頼を受けるが、企業開拓員はこちらから出向いて、事情や条件を説明し、生活保護受給者の方の職場体験等の受け入れをご理解をいただいている。そういった意味で、ハローワークとは提携していない。

・ 委員

- ハローワークには、人員を欲している企業もいるので、ハローワークとも提携し、より多くの情報交換をすることで活発な活動が期待できるのではないか。
  - ◇ 開拓した企業には、なかなか就職ができないような生活保護受給者の方に、部分就労、短時間勤務、職場体験、職場見学などの協力をいただいております、自ら就職活動ができる方には、ハローワークに企業紹介の依頼をするといった棲み分けをしている。

・ 部会長

- 生活保護そのものについては法定受託事務がほとんどであるが、評価調書の事務の分類が法定受託事務及び自治事務のうち義務的なものと記載されている。どこまでが法定受託事務で、自治事務のうち義務的なものはこの事業のうちどこにあたるのか。
  - ◇ 本事業は、被保護者就労支援事業と被保護者就労準備支援事業の二つの事業で形成されている。被保護者就労支援事業については、法改正により生活保護法第55条の6に新たに規定された法定受託事務となる。被保護者就労準備支援事業については、補助事業となっており任意事業となっているので、自治事務のうち義務的なものとなっている。

・ 部会長

- そうすると、例えば市の一般財源をできるだけ使わずに済まそうと考えたときに、任意事業の被保護者就労準備支援事業を縮小して費用の節減をすることが可能になるということか。
  - ◇ そのとおりである。被保護者就労支援事業は国庫負担金事業となっており、事業費の4分の3が国から捻出されている。被保護者就労準備支援事業は、補助金交付事業として事業費の3分の2が捻出されている。事業の比重を変えれば市の費用の節減は可能である。

・ 委員

- 資料生保-21【各年度 世帯類型】の中で、「その他」世帯は減少しているようだが、複数年度にまたがり、同じ世帯がカウントされているのか。また、平成29年度は1,581世帯の中から、306人が就職したということか。
  - ◇ 同じ世帯のカウントは考えられる。保護世帯の傾向として、高齢者世帯が増加し半数を超えており、就労支援対象世帯は減少してきているが、何年も就職ができていないような方々はこの中に含まれている。  
平成29年度について、資料の補足説明をさせていただくと、全体8,855世帯の人員は約11,600人となっており、その中で就労支援対象者数が約2,100人となっている。そのうち、就職している方、就職活動中の方が約1,500人いる。

・ 委員

- 就労可能な方は、世帯に複数人いることもあるのか。
  - ◇ 例えば夫婦で対象であれば、1世帯に二人となる。

- ・ 委員
  - 「その他」世帯の中には、今まで就労していた人もいるとのことだが、その方たちが何を得意としているかなどの資料はないのか。
    - ✧ そのようなものは特にない。会社が倒産してしまって一時的に生活保護を受給している方は、就労支援により就職先を紹介して自立されていくこともあるし、心が病んでいる方は、まずその要因を取り除くことから始めるので長期化する傾向がある。
- ・ 委員
  - 人員を欲している企業があり、一方で働く意欲はあるが就職先がない方もいる。そこを繋ぎ合わせることはしていないのか。
    - ✧ 行っている。就労支援を受けている方の希望と、その方の現状のマッチングが重要であり、それが合っていないとなかなか就職までたどり着かないため、説得や提案が難しいところである。
- ・ 委員
  - 被保護者就労支援事業と被保護者就労準備支援事業は繋がっているということか。
    - ✧ 連携をして実施している。
- ・ 部会長
  - 就職していたが、職がなくて困っている人は、ハローワークを紹介し、就職先が見つければいいが、何年も生活保護を受けている方は、急に働こうとしても何から行えばいいか分からないので、その準備をするのがこの事業ということではないだろうか。
    - ✧ そのとおりである。

#### 評価・評価の共有

- ◆ 質疑応答を経て、各委員は評価を実施
- ◆ 評価結果について委員同士で共有（各委員発表）
- ・ A委員
  - 社会適応能力や職場適用の能力が欠如しているような人を対象としているように感じるため、現事業の困難性が感じられる。事業の効果は、全く無いわけではなく、効果を劇的に改善する施策も見つけることが困難と思われるので、概ね、適正と判断する。受入れ事業所とのフォローアップ協議体の設置を検討すべきと考える。
- ・ B委員
  - 生活保護の受給額より就労による収入が低い状況を改善できないか。就労支援によって就職できたとしても、生活保護費より収入が低ければ状況は変わらないのではないかと。
- ・ C委員
  - 就労開始した割合が1割程度、保護廃止世帯も1割程度ということで、もう少し努力が必要ではないか。ハローワークと委託業者の連携があってもいいのではないかと。就労できるのに就労していない人達をどう支援していくかの工夫がより必要だと感じる。
- ・ D委員
  - ハローワークとの情報の共有が望ましい。就労支援対象者と企業間のマッチングの機会の増加が必要ではないかと。単独の企業だけではなく、業種団体の協同組合との連携を検討していただきたい。

・ 部会長

- 法律で決められた事業であり、事業そのものは市が行わなければならないが、民間の能力活用も行っており、一定の効果が認められる。補助事業のため、市の支出を抑えるためにはどこに重点を置くか検討する必要がある。

**講評**

◆ **部会としての評価結果について、事業担当課へ講評**

・ 部会長

- 法定の事業であるということ、人を相手にする大変困難な事業であるということから、必要性・効率性は概ね適正である。
- 事業の効果について、一定の効果が認められるが、さらに割合を高める努力を重ねていただきたい。
- 受け入れ企業の開拓等で民間活用も認められるが、引き続き努力を続けていただきたい。
- ハローワークやその他の関連団体や企業との情報共有をさらに図ってはどうか。
- 間口を広げて、受け入れ先とのフォローアップ協議体の設置など検討してみてはどうか。
- 補助事業であることから、その収入・支出を精査してどこに重点をシフトすることができるか検討していただきたい。

評価事業	廃棄物減量啓発事業、事業系廃棄物対策事業
担当課	環境部 資源循環課
説明者	秋場課長、中村課長補佐、森田課長補佐、
前回の振り返り	
<p>◆ 前回のヒアリング・ディスカッションの要点について、事務局から説明</p> <p>①「ごみの分け方、出し方」を、町会・自治会を通じ配布しているが、紙で配布するだけでなく、スマートフォン等が普及している現代の時代背景を鑑み、電子データでの対応を考えてみてはどうか。</p> <p>②事業の実態を把握する必要があることから、対象となる全体の事業所数、その中で収集運搬業者と契約している事業所数等の調査が必要ではないか。</p> <p>③他県で、外国人とコミュニティがうまく融和している地域があることから、事業系ごみ処理問題も含め、西川口地域における中国人とのコミュニティをどのように形成、推進していくべきと考えているか。</p>	
説明・ヒアリング	
<p>◆ 前回の追加項目に対して、『質問・指摘及び回答一覧表』を基に資源循環課長から回答・説明</p> <p>◆ 説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答</p> <p><b>質疑応答</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 川口市は3万人以上の外国人が登録されており、多国籍化している前提で行政を考えなければならないと感じる。その中で、ごみ対策の啓発・周知の今後の取り組み方をどう考えているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 平成30年1月現在では、川口市民のうち5.5%が外国人となっており、特に西川口がある横曽根地区の外国人比率は14.4%と非常に高くなっている。西川周辺の具体的な取り組みとしては、現在も実施しているが、事業所を定期的に巡回しごみの出し方の確認等を継続しなければならないと考えている。今後は、外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人と接点を持ち、その方を通して外国人の目線での対応が必要である。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地域のコミュニティ作りと行政との関わりはどうか、生活のルールなどをどのように周知しているのかなど、外国人在住者が多く、先行して取り組んでいる自治体の事例を検討していただきたい。</li> </ul> </li> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ SNSについて、アカウントの個人情報流出を危惧していたが、利用者が掲載された情報を確認するだけであるので、個人情報の流出は基本的には起こらないはずである。</li> <li>▶ 中国人にコミュニティはないとのことであったが、中国人の方は多くおり、お店などでも団体で見られることも多々あるがどうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 中国人の個人間のコミュニティはあるだろうが、事業者のコミュニティ、いわゆる商店街組合のようなものがないということである。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企業でも加入することができる町会もあるが、外国人が加入している町会はないのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 西川口の町会について、中国人の方の事業所が加入しているという話は聞いていない。入れ替わりが激しいこと、中国人事業者の中国人向けの営業など、日本人との関係が希薄で</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	

あると感じる。

・ 委員

➤ 西川口において、入れ替わりが激しいとのことであるが、中国人の事業者が転入した際に市として接触はするのか。

☆ 事業所との接触はとりにくい状況であるが、平成30年度から川口市で管轄している保健において実施する、5年もしくは8年に一度の免許の更新の際に、環境部が出向き、ごみの適正な処理の説明をしている。新規の事業所については、情報が入れれば説明に伺っている。

・ 委員

➤ 適正な処理を行っていない事業所に対して、罰金・罰則はあるのか。

☆ 不法投棄の場合は罰則がある。適切な処理を行っていない事業所は、ごみの捨て方を知らないで、時間はかかるかもしれないが、何度も説明をして納得をしていただいているのが現状である。

・ 委員

➤ やはり啓発と周知が重要である。保健所も一つの機会として生かすべきだし、ごみGメンや青パトなどの見回りも必要ではないか。

・ 委員

➤ ごみだしルールを知らない外国人は点在しているので、西川口だけではなく川口市全体の問題として対応していただきたい。

・ 部会長

➤ 西川口のごみ問題が取り上げられてからずいぶん経つと思うが、当初と比較して現状はどうなっているのか。

☆ 事業系ごみについては、指導を行い、契約していただいているので、それほど悪い状態ではない。新規の事業所や、深夜に営業している事業所など、なかなか市が指導に行けない事業所が、若干、事業系ごみを出してしまっているが、減少傾向にある。なお、改善に時間がかかっている事業所には、収集業務課での臨時回収や、夜間警備も実施している。

評価・評価の共有

◆ 質疑応答を経て、各委員は評価を実施

◆ 評価結果について委員同士で共有（各委員発表）

・ A委員

➤ 資源循環型社会の理念・目的は既存住民には理解されているが、一部外国籍の事業者には徹底されていないと感じる。啓発と周知の問題が伏在しているので、新たなアプローチを考える必要があるのではないかと感じる。既存店の事業所にはすでに一部効果が出ているとの事であるが、次々と事業者が変わるので、まだその効果が減殺されていると思われる。事業者変更の機会を保健所と連携して探る工夫が必要。先行自治体に学ぶことも大切。保健所・地元自治会・消防や警察等との連携が必要。

・ B委員

➤ 外国人にもしっかりとルールの徹底を指導していただきたい。ごみ処理の資料など、様々な言語で作成していただきたい。

- ・ C委員
  - ごみ処理の説明のために冊子等が多く作成されているが、こんなに必要なのか。これらの効果があるのか検証しているのか疑問である。保健所において、5年や8年の免許更新の際だけでなく、ごみの出し方の研修やチラシの配布など、利用してはどうか。
- ・ D委員
  - 日本人・外国人問わず、分別・ごみ出しの曜日などのルールを周知することが必要である。町会・地区のコミュニティなどで環境問題に取り組むことが重要である。
- ・ 部会長
  - ごみ処理は市の重要な業務であり、市民に理解をしていただくことが重要である。特に工夫をしているわけではなく、従来の取り組みの延長であるように感じる。一定の効果は見受けられるが、継続させるために工夫が必要である。組織的な連携・取り組みが必要である。

## 講評

### ◆ 部会としての評価結果について、事業担当課へ講評

- ・ 部会長
  - ごみ処理は市の重要な仕事であることから、必要な事業である。資源循環型社会について、外国人を含めて、全市民の理解を得るような努力をしていただきたい。併せて、先行自治体の経験に学ぶことも必要である。
  - 一定の効果は見られることは評価するが、効果を継続できるよう引き続き努力していただきたい。
  - PRについて、いろいろなものを作成しているが、こんなに必要なのか。
  - 組織的な連携や取り組みが必要である。市の各機関だけでなく、警察、消防との連携も考えて、あらゆる機会を利用して事業を推進していくことを検討していただきたい。
  - ルールを周知していくことは非常に難しい問題はあるが、近隣の町会・自治会や保健所等と協力しルールの周知に努めていただきたい。
  - 人と人との繋がりがとても大切な事業となる。
  - SNSについて、専門家等含めてもう一度検討していただきたい。